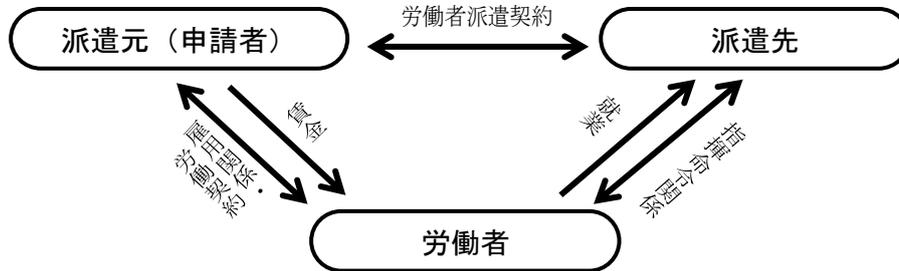


労働者派遣事業とは

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいいます。(法第2条)

この定義に当てはまるものは、すべて労働者派遣法の適用を受けます。



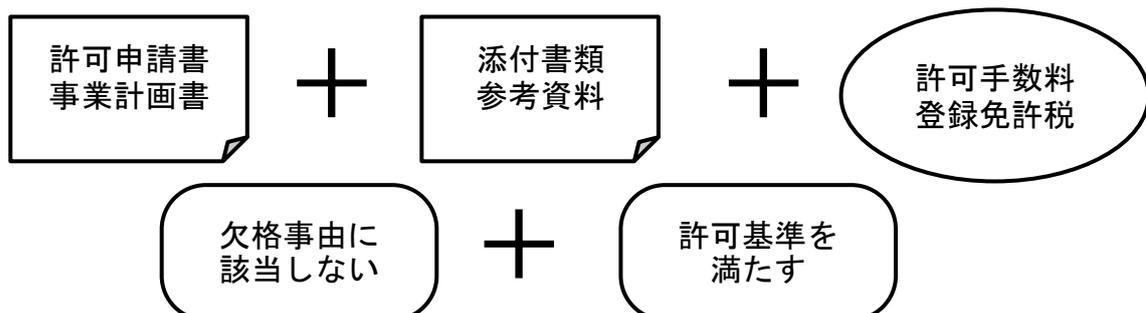
労働者派遣事業の許可、許可有効期間

- 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣に対して申請書を提出し、その許可を受けなければなりません(法第5条第1項)。
- 労働者派遣事業の許可の有効期間は3年です。
- 有効期間満了後も引き続き労働者派遣事業を行おうとする場合は、許可の有効期間の更新申請を行う必要があります。
当該更新後の許可の有効期間は5年となり、以下同様となります。

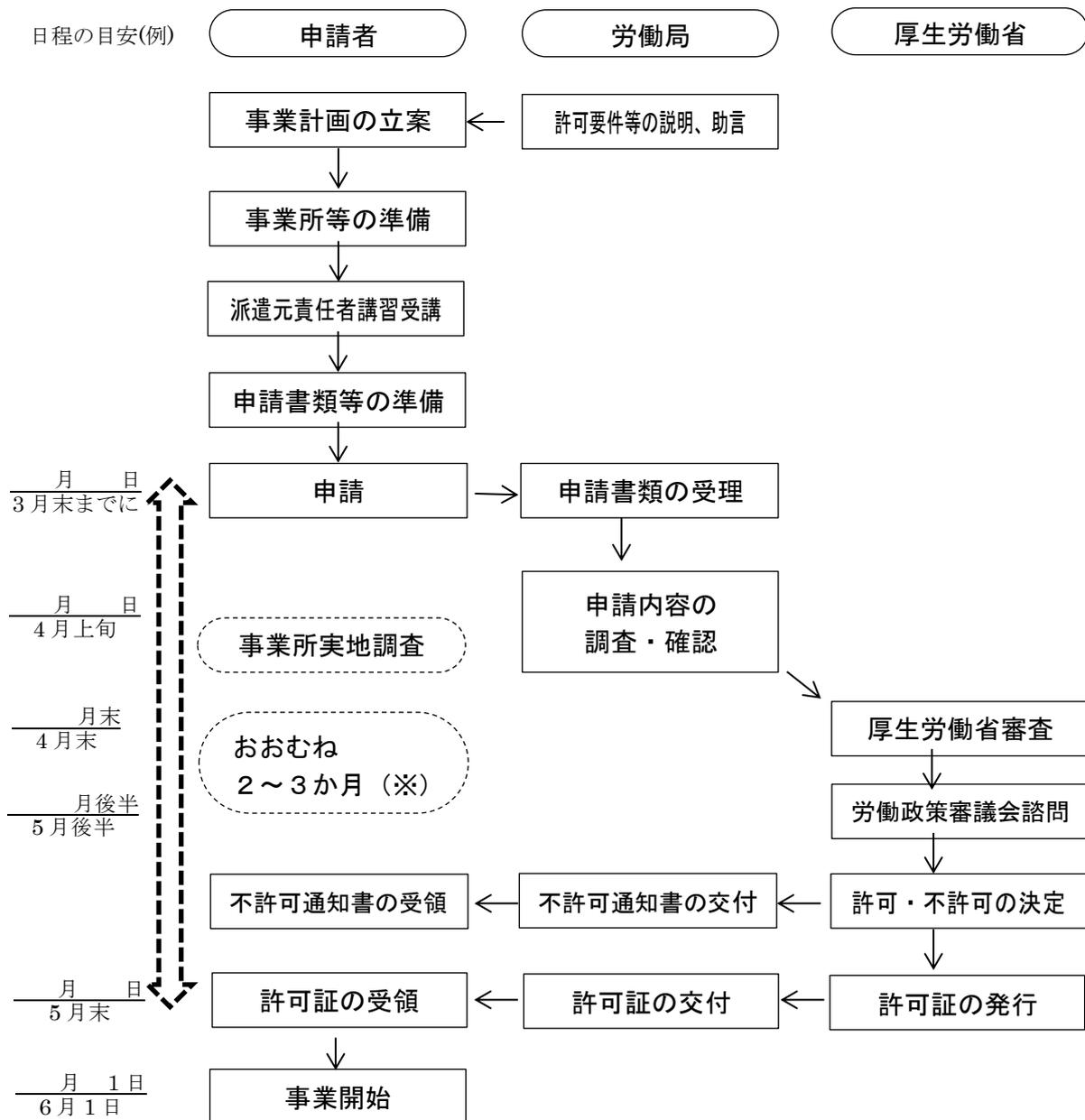
この資料では、「新規(許可)」、「更新」の表現で、それぞれの手続を説明します。

新規許可申請の手続

- 労働者派遣事業を行おうとする場合は、必要書類を、事業主の主たる事務所を管轄する都道府県労働局(以下「事業主管轄労働局」という。)に提出してください。
申請は、事業主単位(会社単位)で行います。
- 許可申請に関する書類の申請には時間を要します。申請を希望する場合、次ページの「事業許可までの流れ」を参考に、お早めに事業主管轄労働局にご相談ください。
- 許可を受けるためには、欠格事由(法第6条)に該当せず、許可基準(法第7条)を満たす必要があります。
- 申請に先立ち、派遣元責任者が派遣元責任者講習を受講しておく必要があります。
- 経過措置期間中の(旧)特定労働者派遣事業主が許可申請するに当たり、事業主(代表者)、事業所、役員、派遣元責任者に関して、内容に変更があった場合は、(旧)特定労働者派遣事業に係る各種変更手続が必要となります。



新規許可までの流れ（目安）



※申請件数などの状況によっては、許可証の受領まで3ヶ月以上かかることもあります。

更新申請の手続

- 有効期間満了後も引き続き労働者派遣事業を行おうとする場合は、必要書類を、事業主の主たる事務所を管轄する都道府県労働局（以下「事業主管轄労働局」という。）に提出してください。
申請は、事業主単位（会社単位）で行います。
- 更新申請は、許可有効期間満了日の3か月前までに行う必要があります。お早めにご準備ください。
- 許可有効期間の更新に当たり、欠格事由（法第6条）に該当せず、許可基準（法第7条）を満たす必要があります。
- 事業主（代表者）、事業所、役員、派遣元責任者に関して、内容に変更があった場合は、許可有効期間の更新に先立ち各種変更手続が必要となります。